

避難行動要支援者名簿登録Q & A

1. よくある質問

避難行動要支援者名簿の登録について	1	どういう制度か？	この制度は、災害時などにおいて、家族等の支援が困難な高齢者や身体に障がいを持っている方などが、地域の中で支援を受けて安全で安心して暮らせるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、登録された情報を地域の支援機関などと共有し、支援体制づくりに活用していくものです。
	2	避難行動要支援者とは？	在宅で生活し、次のいずれかに該当する方。 ①要介護3以上の認定の方 ②身体障害者手帳1、2級の方 ③療育手帳A判定の方 ④精神障害者保健福祉手帳1、2級の方 ⑤65歳以上のひとり暮らし又は75歳以上の高齢者のみの世帯のうち、支援を希望する旨の申出のあった方 ⑥特に必要があり支援を希望する方 (傷病者や、障がいをお持ちで上記②③④に該当しない方等)
	3	避難行動要支援者とならない方	①日常的に自立しているか、家族などの介護等により、支援を望まない方 ②個人情報を提供することを望まない方 ③施設等入所者の方
	4	民生児童委員の役割は？	自治会や福祉委員等の情報交換を通じて、支援が必要と思われる方を訪問し、登録を依頼していただくほか、地域における要支援者の見守りや相談役としての活動とともに行政とのパイプ役としても重要な役割を担っています。
	5	高齢者のみの世帯や難病患者は制度を利用できないのか？	申し出によりこの制度の利用ができます。 申し出では本人からでも良いですし、地域の民生児童委員からの声かけにより登録していただくこともかまいません。
	6	家族と同居している障がい者は登録が必要か？	家族で対応ができれば登録は不要です。ただし、日常の対応はできるものの災害時の対応に不安があれば、申し出により登録はできます。
	7	台帳は、どこまで書けばよいのか、記入漏れがあると登録できないのか？	わかる範囲で記入してください。また、未記入の箇所があっても名簿には登録できますし、登録情報を追加登録することも可能です。
避難行動要支援者名簿制度について	1	制度のPRはどうしているのか？	広報誌、ホームページ等で行っています。
	2	名簿登録者の、支援体制はどうなるのか？	避難支援等の関係者(自治会、民生児童委員、福祉委員、消防団、災害協力隊、行政関係者)に情報提供を行い、災害時の支援や安否確認に役立てられます。
	3	名簿に登録するメリットはあるのか？	避難行動要支援者台帳を提出し、名簿情報の公開に同意いただけた方は、市が定める避難支援等の関係者に情報が提供され、見守りなどの活動に活用されます。

2. 避難行動要支援者台帳の記載について

申請者・避難行動要支援者欄	1	台帳登録の記入及び申請者名	登録者本人が記入し、署名をお願いします。 本人による記入ができない場合は、代筆者が台帳に記入し、代筆者欄に続柄と名前を記入してください。（記入例： 続柄 妹 美 加 ○ 子 ）
	2	台帳の本人の同意は必要なのか？	有効な避難行動支援のためには、登録された情報を、地域の支援機関と共有する必要がありますので、本人の同意をお願いします。
緊急時の連絡先欄	1	緊急時の連絡先には、誰を登録するのか？	緊急時に要支援者に関し、連絡の取れる家族・兄弟や友人などの方3名を緊急時の連絡先として登録します。1名でもかまいません。
	2	緊急時の連絡先のない方は？	連絡先のない場合は、記入しなくてもかまいません。
特記事項欄	1	特記事項には何を記入するのか？	災害が発生したとき、避難行動や避難所生活において、配慮することがあれば記入してください。（記入例： 要介護1 立ち上がりなどに支えが必要。）
登録区分番号欄	1	登録区分番号について	避難行動要支援者の該当する登録区分の番号に○を記入してください。 （記入例： 身体障害者手帳（1級）をお持ちの方→ 2に○を記入。）
自治会名欄	1	自治会未加入の方は？	未加入に○を記入してください。
	2	自治会に加入していない人も支援するのか？	支援します。市内で在宅生活を送られている方であれば、自治会加入の有無とは関係がありません。 しかしながら、今後は住民同士が支えあい、共助できる関係づくりが重要です。可能な限り地域活動に参加し、日常的な交流を深めることが望まれます。
民生児童委員名欄	1	民生児童委員名の記入について	申請者による記入は不要です。